

計 量 証 明 書

HED0000662-TW249315

2025年8月29日

株式会社近澤建設

様

株式会社東洋電化テクノリサーチ
〒781-8006 高知市萩町二丁目2番25号
TEL. 088-834-4886 FAX. 088-834-4884
計量証明事業所 高知県 第605号 (濃度)
環境計量士 氏名 中西淳
登録番号 第環6899号

試料の種類	浸出水	採取日時	2025年8月5日	採取時刻	10:37
試料名	処分場土管出口	採取者	弊社 (久武将也)		
採取場所	株式会社近澤建設 埋立処分場②	天候	晴	気温 (°C)	26.8
受託年月日	2025年8月5日	受託方法	弊社採取	水温 (°C)	25.2
特記事項					

御依頼を受けました試料についての計量の結果を下記のとおり証明致します。

記

計量の対象	計量の単位	計量の結果	基準値	計量の方法	定量下限値
1 アルキル水銀	mg/L	不検出	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号_付表3及び第64号付表3	0.0005
2 総水銀	mg/L	<0.00005	≤0.0005	昭和46年環境庁告示第59号_付表2	0.00005
3 カドミウム	mg/L	<0.0003	≤0.003	JIS K 0102-3 14.5	0.0003
4 鉛	mg/L	<0.001	≤0.01	JIS K 0102-3 13.5	0.001
5 六価クロム	mg/L	<0.002	≤0.05	JIS K 0102-3 24.3.6	0.002
6 砒素	mg/L	0.001	≤0.01	JIS K 0102-3 20.5	0.001
7 全シアン	mg/L	不検出	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.6	0.1
8 PCB	mg/L	不検出	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号_付表4	0.0005
9 トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	≤0.01	JIS K 0125 5.2	0.002
10 テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	≤0.01	JIS K 0125 5.2	0.0005
11 ジクロロメタン	mg/L	<0.002	≤0.02	JIS K 0125 5.2	0.002
12 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	≤0.002	JIS K 0125 5.2	0.0002
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	≤0.004	JIS K 0125 5.2	0.0004
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	≤0.1	JIS K 0125 5.2	0.002
15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0004	≤0.04	JIS K 0125 5.2	0.0004
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	≤1	JIS K 0125 5.2	0.0005
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	≤0.006	JIS K 0125 5.2	0.0006
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	≤0.002	JIS K 0125 5.2	0.0002
19 チウラム	mg/L	<0.0006	≤0.006	昭和46年環境庁告示第59号_付表5	0.0006
20 シマジン	mg/L	<0.0003	≤0.003	昭和46年環境庁告示第59号_付表6	0.0003
21 チオベンカルブ	mg/L	<0.002	≤0.02	昭和46年環境庁告示第59号_付表6	0.002
22 ベンゼン	mg/L	<0.001	≤0.01	JIS K 0125 5.2	0.001
23 セレン	mg/L	<0.001	≤0.01	JIS K 0102-3 26.4	0.001
24 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	≤0.05	昭和46年環境庁告示第59号_付表8	0.005
25 クロロエチレン	mg/L	<0.0002	≤0.002	平成9年環境庁告示第10号_付表	0.0002
26		以下余白			
27					
28					
29					
30					

備考

計量方法: 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号)

基準値: 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) 別表第2

総合判定: 適合



004

